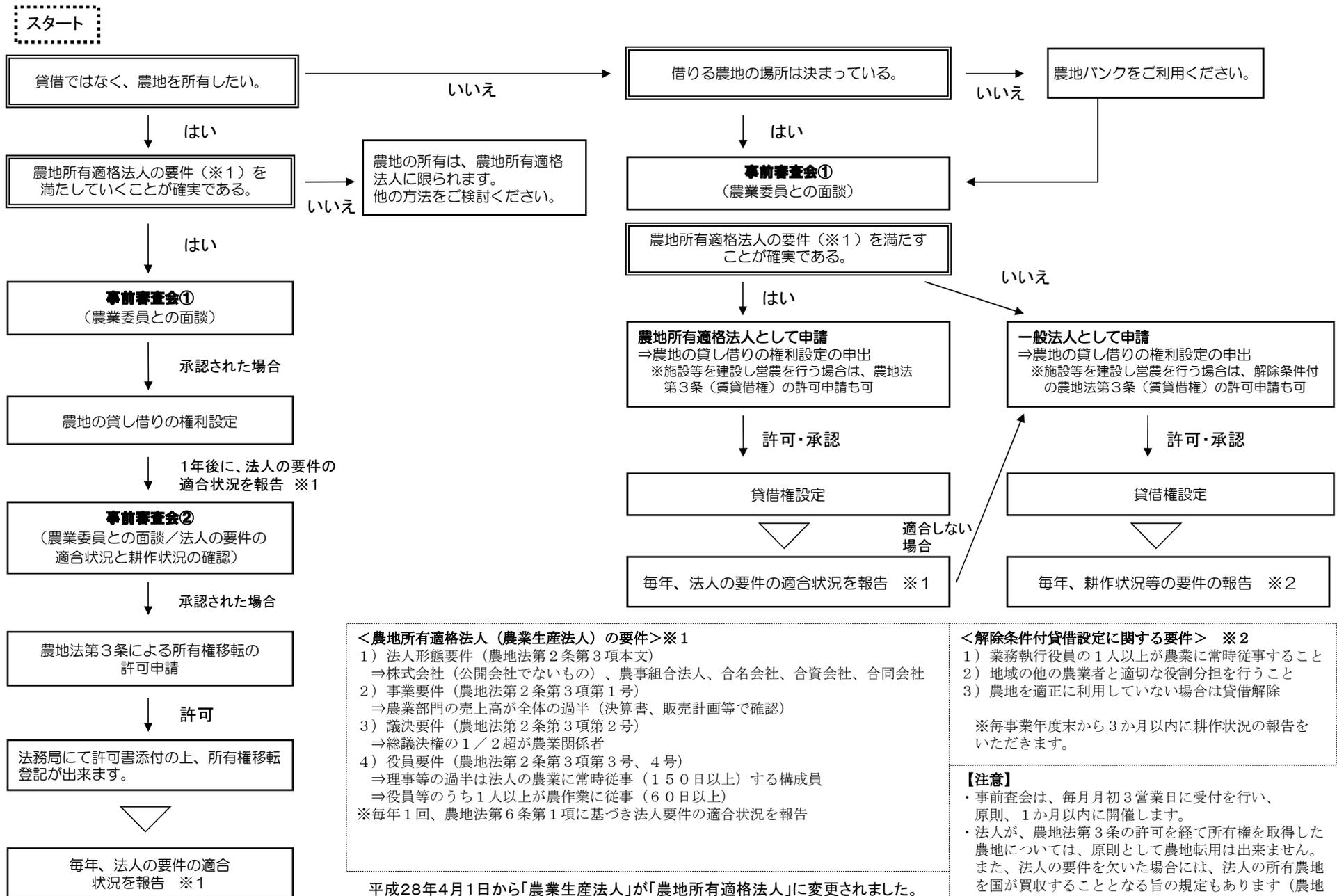


# 新規就農者(法人)が農地を借りる・買うには



**<農地所有適格法人(農業生産法人)の要件> ※1**

- 1) 法人形態要件 (農地法第2条第3項本文)  
⇒株式会社(公開会社でないもの)、農事組合法人、合名会社、合資会社、合同会社
- 2) 事業要件 (農地法第2条第3項第1号)  
⇒農業部門の売上高が全体の過半(決算書、販売計画等で確認)
- 3) 議決要件 (農地法第2条第3項第2号)  
⇒総議決権の1/2超が農業関係者
- 4) 役員要件 (農地法第2条第3項第3号、4号)  
⇒理事等の過半は法人の農業に常時従事(150日以上)する構成員  
⇒役員等のうち1人以上が農作業に従事(60日以上)

※毎年1回、農地法第6条第1項に基づき法人要件の適合状況を報告

**<解除条件付貸借設定に関する要件> ※2**

- 1) 業務執行役員の1人以上が農業に常時従事すること
- 2) 地域の他の農業者と適切な役割分担を行うこと
- 3) 農地を適正に利用していない場合は貸借解除

※毎事業年度末から3か月以内に耕作状況の報告をいただきます。

**【注意】**

- ・事前審査会は、毎月月初3営業日に受付を行い、原則、1か月以内に開催します。
- ・法人が、農地法第3条の許可を経て所有権を取得した農地については、原則として農地転用は出来ません。また、法人の要件を欠いた場合には、法人の所有農地を国が買取することとなる旨の規定もあります(農地法第6条及び第7条)。

平成28年4月1日から「農業生産法人」が「農地所有適格法人」に変更されました。名刺や看板、法人登記等に付けている「農業生産法人」という名称は変更の必要なく、そのまま使用できます。